

少年警察補導員による少年非行への対応と その困難に関する研究

宮前 淳子 ・ 宮前 義和 ・ 堀江 良英* ・ 大久保 智生
(学校教育) (附属教育実践総合センター) (香川県警察本部) (学校教育)

760-8522 香川県高松市幸町1-1 香川大学教育学部

*760-8579 香川県高松市番町4-1-10 香川県警察本部

Difficulty in the Guidance to Juvenile Delinquency by the Juvenile Guidance Volunteers

Junko Miyamae, Yoshikazu Miyamae, Yoshihide Horie* and Tomoo Okubo

Faculty of Education, Kagawa University, 1-1 Saiwai-cho, Takamatsu 760-8522

**Kagawa Prefectural Police Headquarters, 4-1-10 Ban-cho, Takamatsu 760-8579*

要 旨 本研究は、少年警察補導員の活動実態と少年非行に対応する際の困難について検討したものである。結果から、少年の年齢の上昇に伴って、補導員が頻繁に対応する非行内容が増加していくことや、なかでも「道路交通法違反」、「喫煙」、「暴走行為」への対応頻度が高いことが明らかとなった。また、少年警察補導員は、少年本人への対応よりも、少年の保護者の養育態度に関する事柄に困難を感じる程度が高いことが明らかとなった。

キーワード 少年警察補導員 少年非行 補導 地域連携 保護者

問 題

少年警察補導員は、少年の非行防止や健全育成を図るため、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い活動を行っている。日本では、一般刑法犯で検挙される少年のうち、窃盗（万引き、自転車盗等）や占有離脱物横領（放置自転車の横領等）といった軽微な犯罪を行って検挙されるものが多い（鮎川，2012）。こうした犯罪を未然に防ぐためにも、飲酒や喫煙、深夜はいかいといった不良行為への適切な介入を積極的に

行っていく必要があり、地域における少年警察補導員の活動は非常に重要であると言える。一方、少年警察補導員による活動の実態については研究が少なく、実際に、どのような非行内容にどの程度の頻度でかかわっているのかは明確でない。また、少年警察補導員の活動に関しては、少年への積極的な働きかけが求められる一方で、過度の干渉・介入を抑制される場合もあることが指摘されている（全国少年補導員協会，2005）。少年の特性や非行内容によっては、活動に困難を感じる場面も少なくないのではないかと推察される。

そこで本研究では、少年警察補導員の活動基盤（現在の職業や地域での役職等）について明らかにしたうえで、以下の三点について検討することを目的とする。第一に、少年警察補導員が行う1年間あたりの街頭補導の回数について明らかにする。第二に、少年の様々な非行内容（深夜はいかい、喫煙、不健全娯楽等）について、どの程度の頻度で対応しているか、また各非行内容への対応にどの程度の困難を感じているか、少年の発達段階別（小学生・中学生・高校生・その他の少年）に検討することを目的とする。第三に、少年警察補導員が活動を通して感じる困難（「周りの大人が、少年の非行を見て見ぬふりをする事」、「過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題がある事」等）の経験頻度と、困難を感じる程度について検討することを目的とする。

なお、先行研究（松本・関亦、1978a）においては少年警察補導員の年齢の違いが活動に対する意識や活動内容に影響を及ぼすことが示唆されていることから、本研究においても、調査協力者を64歳以下の者と65歳以上の者に分類し、2群間の差異についても検討を行うこととする。

方 法

1. 調査協力者

2010年11月～12月に、香川県内の少年警察補導員352名に調査用紙を郵送により配布した。調査票の表紙には、調査は無記名により実施されること、回答は統計的に処理されるため、個人が特定されないことを明記した。22歳～76歳の少年警察補導員206名（男性148名、女性51名、不明7名）より回答が得られた（回答率59%）。調査協力者の平均年齢は61.16歳（ $SD = 9.07$ ）であった。少年警察補導員経験年数は1年～39年で、平均経験年数は10.50年（ $SD = 8.62$ ）であった。

2. 調査内容

調査協力者に対して、性別、年齢、少年警察

補導員の経験年数、現在の職業、地域での役職（町内会役員、民生委員・児童委員等）について回答を求めた。また、以下の質問項目を用いて調査を実施した。

- (1) 街頭補導への参加回数：①自主的に行った街頭補導、②警察の要請による街頭補導、③学校や教育委員会、その他団体からの要請による街頭補導に対して、1年間にどの程度参加したかについて回答を求めた。
- (2) 少年非行への対応：警察庁生活安全局少年課（2010）、高松市少年育成センター（2010）を参考に、深夜はいかい、喫煙、飲酒、怠学等の12の少年非行を挙げ、どのくらいの頻度で対応しているかについて、小学生・中学生・高校生・その他の少年（無職少年等）のそれぞれについて回答を求めた。回答形式は、「全く対応することはない」（1点）「ほとんど対応することはない」（2点）「ときどき対応する」（3点）「よく対応する」（4点）の4件法であった。
- (3) 対応時に感じる困難：上記（2）と同一の12の少年非行に対応する際、どの程度、対応に困難を感じているかについて、小学生・中学生・高校生・その他の少年（無職少年等）のそれぞれについて回答を求めた。回答形式は、「全く困っていない」（1点）「あまり困っていない」（2点）「すこし困っている」（3点）「とても困っている」（4点）の4件法であった。
- (4) 少年非行に対応する際の困難の経験頻度：松本・関亦（1978b）、麦島（2004）、少年非行防止法制に関する研究会（2004）、高橋・西村・戸崎・鈴木・小林（1988）などを参考に、少年警察補導員が少年に対応する際の困難として「補導をしようと思っても、その人が未成年かどうか、外見からは分からないこと」、「補導した少年が、平気ですそをついたり、つくり話をする事」、「非行のある少年の家庭に、教育を期待できないこと」などの17の事柄を挙げ、それぞれどのくらいの頻度で経験してい

るかについて回答を求めた。回答形式は、「全く経験することはない」(1点)「ほとんど経験することはない」(2点)「ときどき経験する」(3点)「よく経験する」(4点)の4件法であった。

(5) 少年非行に対応する際の困難の程度：上記(4)と同様の17の事柄について、少年に対応する際、どの程度の困難を感じているか回答を求めた。回答形式は、「全く困っていない」(1点)「あまり困っていない」(2点)「すこし困っている」(3点)「とても困っている」(4点)の4件法であった。

結果と考察

1. 少年警察補導員の活動基盤

まず、調査協力者を64歳以下の群(124名)と②65歳以上歳の群(76名)に分類した。その後、職業別に各群における度数および全体に占める割合を算出した(Table 1)。その結果、いずれの群においても「自営業」と回答した者の占める割合が最も高いことが明らかとなった。64歳以下の群には、「学校の教師」や「会

社員」、「公務員」などが10%前後の割合で含まれていた。一方、65歳以上の群では、「自営業」以外の有職者は少ないことが分かった。「専業主婦・主夫」の割合は、いずれの群においても10%程度であった。「無職」と回答した者は、64歳以下の群では8.06%と少なかったが、65歳以上の群では24.32%となり、全体の4分の1程度の割合を占めていた。なお「その他」には、臨時職員、嘱託職員、神職・僧侶等が含まれた。

次に、地域における役職別に各群における度数(多重回答)および全体に占める割合を算出した(Table 2)。その結果、いずれの群においても「町内会役員」と「健全育成に関する委員」が多いことが分かった。とくに65歳以上の群では、「町内会役員」と「健全育成に関する委員」ともに全体の3割以上が少年警察補導員と兼務していることが明らかとなった。また、65歳以上の群では「民生委員・児童委員」や「保護司」を兼務している者も2割程度いた。

少年警察補導員のほかに役職を持っていない者は206名のうち39名(18.93%)であることから、8割以上の者は1つ以上の役割を兼務していることが明らかとなった。他の役職を兼ねて

Table 1 年代別にみた少年警察補導員の職業の内訳

	自営業	会社役員	会社員	公務員 (教師を除く)	学校の教師	パート・ アルバイト	専業主婦・主夫	大学生・ 大学院生	その他	無職
64歳以下	N 42 % 33.87	10 8.06	10 8.06	10 8.06	13 10.48	7 5.65	13 10.48	2 1.61	7 5.65	10 8.06
65歳以上	N 27 % 36.49	5 6.76	0 0.00	3 4.05	0 0.00	3 4.05	11 14.86	0 0.00	7 9.46	18 24.32
合計	N 69 % 34.85	15 7.58	10 5.05	13 6.57	13 6.57	10 5.05	24 12.12	2 1.01	14 7.07	28 14.14

「自営業」は、会社経営、農業、林業、漁業、自由業等を含む。「無職」は、専業主婦・主夫・学生を除く。

Table 2 年代別にみた少年警察補導員の地域における役職の内訳

	町内会役員	民生委員・ 児童委員	保護司	PTA役員	更生保護 女性(婦人) 会会員	健全育成に 関する委員	その他
64歳以下	N 45 % 36.29	19 15.32	15 12.10	10 8.06	3 2.42	31 25.00	29 23.39
65歳以上	N 27 % 35.53	18 23.68	15 19.74	4 5.26	12 15.79	27 35.53	17 22.37
合計	N 72 % 34.95	37 17.96	30 14.56	14 6.80	15 7.28	58 28.16	46 22.33

「健全育成に関する委員」は、青少年の健全育成に関する会議・委員会の委員(青少年健全育成市民会議会員等)を示す。

いと、PR活動やケース対応の連絡などが円滑に進むことも考えられ、幅広い活動を期待することも可能になる(松本・関亦, 1978b)。しかし、地域における役割はひとつひとつの職責が重く、求められる内容も多様であることが少なくない。今回の調査協力者においては有職者の割合も高いことから、少年警察補導員として活動できる時間の確保には限界もあるのではないかと思われる。今後は、少年警察補導員が地域で複数の役割を兼務することのメリット・デメリットについて、改めて検討する必要があるだろう。

2. 少年警察補導員の年代別にみた街頭補導の回数

調査協力者の年代によって1年間あたりの街頭補導回数が異なるか否かを検討するため、「警察の要請による街頭補導」、「自主的に行った街頭補導」、「学校や教育委員会等からの要請による街頭補導」について、各年代の平均回数を算出し、t検定を行った(Figure 1)。

その結果、「警察の要請による街頭補導」では、65歳以上の群の街頭補導回数(平均10.43回, $SD=5.45$)が64歳以下の群(平均7.03回, $SD=5.47$)よりも有意に多いことが明らかとなった($t=4.28, p<.001$)。「自主的に行った街頭補導」においても、65歳以上の群の街頭補導回数(平均16.39回, $SD=45.27$)と64歳以下の群(平均6.59回, $SD=15.21$)の間に差がみられ、65歳以上の群のほうが有意に多かった($t=2.20, p<.05$)。一方、「学校や教育委員会

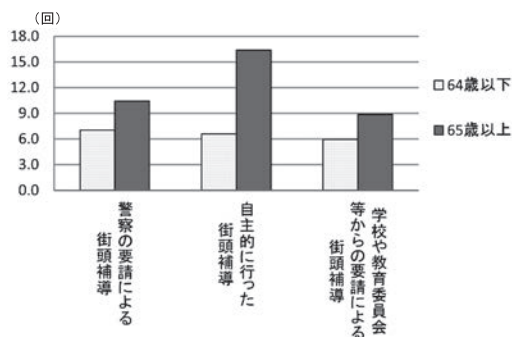


Figure 1 少年警察補導員の代別にみた街頭回数

等からの要請による街頭補導」では、65歳以上の群(平均8.85回, $SD=18.19$)と64歳以下の群(平均5.95回, $SD=13.79$)との間に有意な差はみられなかった($t=1.27, n.s.$)。

以上の結果から、65歳以上の少年警察補導員は、64歳以下の補導員と比較して街頭補導回数が多く、なかでも、自主的な街頭補導をより頻繁に行っていることが明らかとなった。この結果は、松本・関亦(1978a)の研究結果を支持するものである。しかし、標準偏差の大きさからも分かるように、「自主的に行った街頭補導」の回数には個人差が大きいことも示された。本研究では、回数が少ない者で0回、最も多い者では250回と、かなりの差がみられた。100回以上と回答した者は206名のうち4名であり、4名とも地域の他の役割を兼務していた。街頭補導の回数には、個人要因だけでなく地域におけるニーズなど環境要因もかかわってくるのではないかと思われる。今後は、街頭補導の回数に影響を及ぼす要因について、さらに検討する必要があるだろう。

3. 少年警察補導員の年代別にみた少年の非行内容別対応頻度

(1) 小学生への対応

「深夜はいかい」、「喫煙」、「飲酒」、「怠学」、「不良交友」、「不健全娯楽(健全育成上、支障のある娯楽に興じる行為)」、「粗暴行為」、「家出・無断外泊」、「暴走行為」、「道路交通法違反(自転車二人乗り等、暴走行為以外)」、「万引き」、「窃盗(自転車盗等、万引き以外)」の12の非行内容について、それぞれ、小学生にどの程度の頻度で対応しているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 2)。全体的に小学生に対応することは「ほとんどない」、「全くない」との回答が多くみられたが、「道路交通法違反」や「不健全娯楽」への対応頻度が相対的に高い傾向がみられた。

次に、小学生への対応頻度に年代による差がみられるか否かを検討するため、t検定を行った。その結果、「深夜はいかい」(64歳以下; $M=1.45, SD=0.61$ 65歳以上; $M=1.68, SD=$

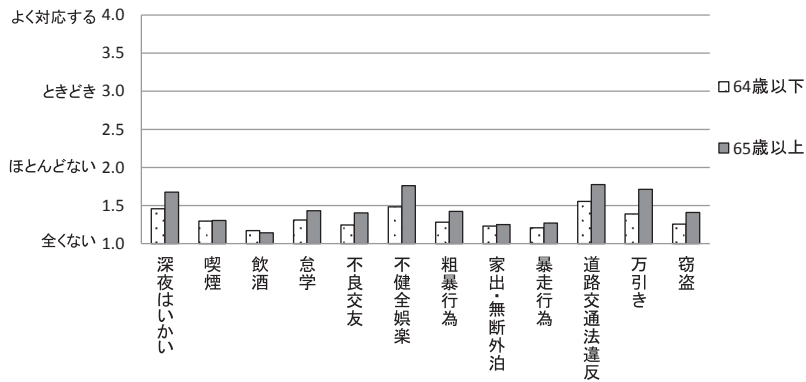


Figure 2 少年警察補導員の年代別にみた小学生の非行内容別対応頻度

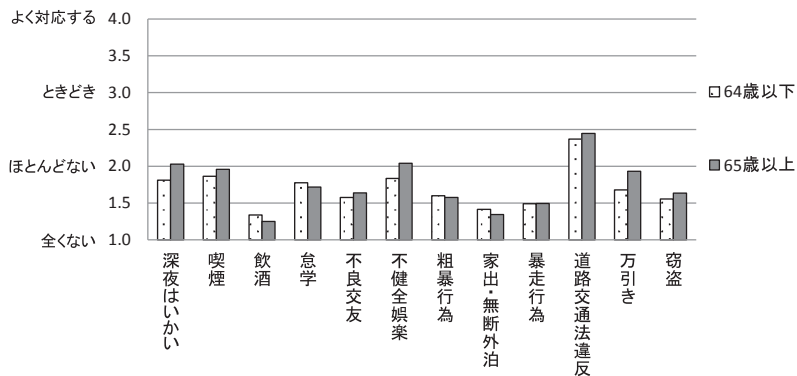


Figure 3 少年警察補導員の年代別にみた中学生の非行内容別対応頻度

0.67 $t = 2.30, p < .05$), 「不健全娯楽」(64歳以下 ; $M = 1.48, SD = 0.71$ 65歳以上 ; $M = 1.76, SD = 0.78$ $t = 2.62, p < .01$), 「万引き」(64歳以下 ; $M = 1.39, SD = 0.55$ 65歳以上 ; $M = 1.71, SD = 0.66$ $t = 3.68, p < .001$), 「窃盗」(64歳以下 ; $M = 1.26, SD = 0.47$ 65歳以上 ; $M = 1.41, SD = 0.50$ $t = 2.09, p < .05$)において、64歳以下の群の対応頻度より65歳以上の群のほうが有意に高かった。しかし、全体的に平均値が低いことから、少年警察補導員が小学生に対応することは相対的に少ないのではないかと考えられる。

(2) 中学生への対応

上記の12の非行内容について、それぞれ、中学生にどの程度の頻度で対応しているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 3)。その結果、なかでも「道路交通法

違反」において、対応頻度がやや高いことが明らかとなった。また、少年警察補導員の年代によって対応頻度に差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その結果、「万引き」では64歳以下の群 ($M = 1.68, SD = 0.74$) と65歳以上の群 ($M = 1.93, SD = 0.73$) の間に有意な差がみられ、65歳以上の群の対応頻度のほうが高かった ($t = 2.32, p < .05$)。

(3) 高校生への対応

上記の12の非行内容について、それぞれ、高校生にどの程度の頻度で対応しているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 4)。その結果、なかでも「喫煙」や「道路交通法違反」において、対応頻度がやや高いことが明らかとなった。また、少年警察補導員の年代によって対応頻度に差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その

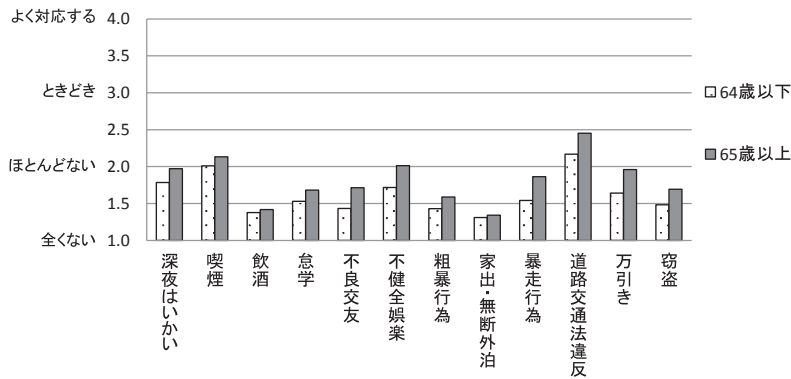


Figure 4 少年警察補導員の年代別にみた高校生の非行内容別対応頻度

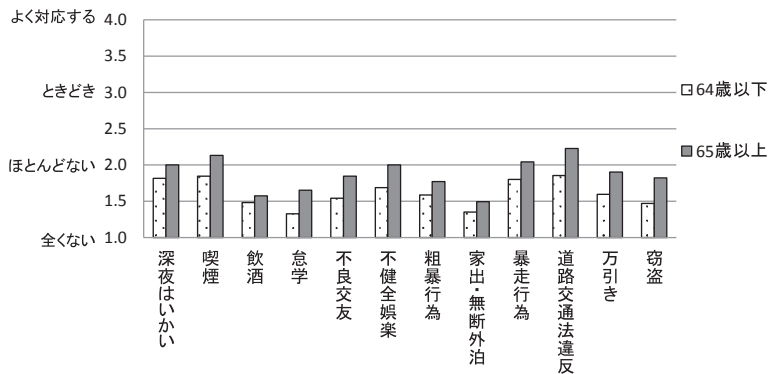


Figure 5 少年警察補導員の年代別にみたその他の少年の非行内容別対応頻度

結果, 「不良交友」(64歳以下; $M=1.43$, $SD=0.59$ 65歳以上; $M=1.71$, $SD=0.75$ $t=2.86$, $p<.01$), 「不健全娯楽」(64歳以下; $M=1.72$, $SD=0.76$ 65歳以上; $M=2.01$, $SD=0.77$ $t=2.62$, $p<.01$), 「暴走行為」(64歳以下; $M=1.54$, $SD=0.68$ 65歳以上; $M=1.86$, $SD=0.82$ $t=3.68$, $p<.01$), 「道路交通法違反」(64歳以下; $M=2.17$, $SD=0.88$ 65歳以上; $M=2.45$, $SD=0.85$ $t=2.20$, $p<.05$), 「万引き」(64歳以下; $M=1.64$, $SD=0.72$ 65歳以上; $M=1.96$, $SD=0.73$ $t=2.95$, $p<.01$), 「窃盗」(64歳以下; $M=1.48$, $SD=0.69$ 65歳以上; $M=1.69$, $SD=0.74$ $t=2.00$, $p<.05$) において群間に有意な差がみられ, 65歳以上の群の対応頻度のほうが高かった。

(4) その他の少年(無職少年等)への対応
上記の12の非行内容について, それぞれ, そ

他の少年にどの程度の頻度で対応しているか, 少年警察補導員の年代別に平均値を算出した (Figure 5)。その結果, なかでも「喫煙」や「暴走行為」, 「道路交通法違反」において, 対応頻度がやや高いことが示された。次に, 少年警察補導員の年代によって対応頻度に差がみられるか否かを検討するため, t 検定を行った。その結果, 「喫煙」(64歳以下; $M=1.85$, $SD=0.87$ 65歳以上; $M=2.13$, $SD=0.86$ $t=2.17$, $p<.05$), 「怠学」(64歳以下; $M=1.33$, $SD=0.55$ 65歳以上; $M=1.65$, $SD=0.81$ $t=2.87$, $p<.01$), 「不良交友」(64歳以下; $M=1.54$, $SD=0.65$ 65歳以上; $M=1.85$, $SD=0.91$ $t=2.48$, $p<.05$), 「不健全娯楽」(64歳以下; $M=1.69$, $SD=0.77$ 65歳以上; $M=2.00$, $SD=0.85$ $t=2.58$, $p<.05$), 「道路交通法違反」(64歳以下; $M=1.86$, $SD=0.87$ 65歳以上; $M=2.23$,

$SD=0.94$ $t=2.76$, $p<.01$), 「万引き」(64歳以下: $M=1.59$, $SD=0.69$ 65歳以上: $M=1.90$, $SD=0.79$ $t=2.84$, $p<.01$), 「窃盗」(64歳以下: $M=1.47$, $SD=0.66$ 65歳以上: $M=1.82$, $SD=0.84$ $t=3.22$, $p<.01$)において群間に有意な差がみられ、64歳以下の群より65歳以上の群のほうが高かった。

4. 少年警察補導員の年代別にみた少年非行への対応の困難さ

(1) 小学生への対応の困難さ

小学生による「深夜はいかい」、「喫煙」、「飲酒」、「怠学」、「不良交友」、「不健全娯楽」、「粗暴行為」、「家出・無断外泊」、「暴走行為」、「道路交通法違反」、「万引き」、「窃盗」の12の非行内容について、それぞれ、どの程度対応に困難を感じているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 6)。全体的に「あまり困っていない」、「全く困っていない」と回答した者が多いことが示された。次に、対応の困難さにおいて少年警察補導員の年代による差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その結果、「道路交通法違反」(64歳以下: $M=1.49$, $SD=0.68$ 65歳以上: $M=1.86$, $SD=0.86$ $t=2.86$, $p<.01$)と「万引き」(64歳以下: $M=1.53$, $SD=0.77$ 65歳以上: $M=1.83$, $SD=0.70$ $t=2.35$, $p<.05$)では2群間に有意な差がみられ、65歳以上の群のほうが対応に困難を感じていることが明らかとなった。このうち「道路交通法違反」では、対応頻度の平均値も

やや高い傾向がみられたことから、自転車二人乗り等をする小学生に対応した経験のある少年警察補導員も少なくないことが推察される。実際に小学生への対応を行った経験が、その難しさを感じさせる一因になっているのではないかと思われる。

(2) 中学生への対応の困難さ

中学生による12の非行内容について、それぞれ、どの程度対応に困難を感じているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 7)。その結果、なかでも「道路交通法違反」、「万引き」、「不健全娯楽」、「喫煙」において、中学生への対応に困難を感じている者がやや多い傾向にあることが示された。次に、対応の困難さにおいて、少年警察補導員の年代による差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その結果、すべての非行内容において、年代による有意な差はみられなかった。

(3) 高校生への対応の困難さ

高校生による12の非行内容について、それぞれ、どの程度対応に困難を感じているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した(Figure 8)。その結果、なかでも「道路交通法違反」、「喫煙」、「万引き」、「不健全娯楽」、「暴走行為」において、高校生への対応に困難を感じている者がやや多い傾向にあることが示された。次に、対応の困難さにおいて、少年警察補導員の年代による差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その結果、「喫煙」(64歳以下: $M=1.97$, $SD=0.85$ 65歳以上;

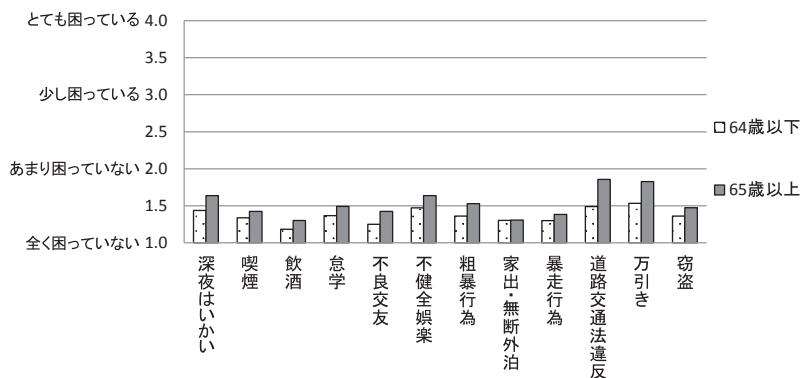


Figure 6 少年警察補導員の年代別にみた小学生への対応の困難さ

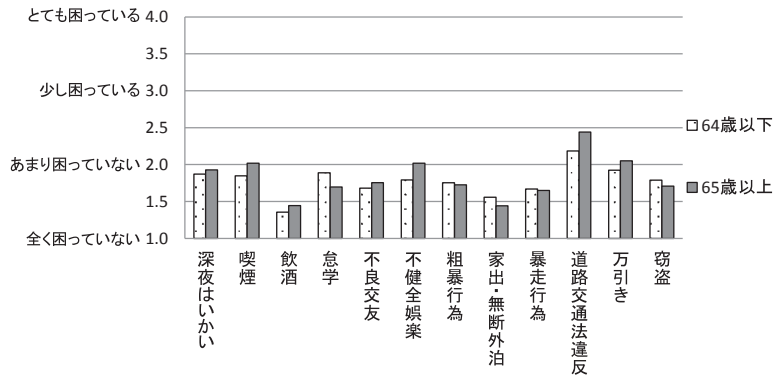


Figure 7 少年警察補導員の年代別にみた中学生への対応の困難さ

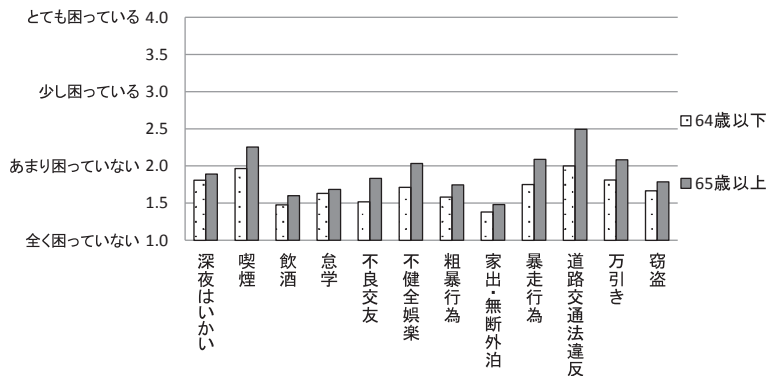


Figure 8 少年警察補導員の年代別にみた高校生への対応の困難さ

$M = 2.25$, $SD = 0.82$ $t = 2.05$, $p < .05$), 「不良交友」(64歳以下: $M = 1.52$, $SD = 0.67$ 65歳以上: $M = 1.83$, $SD = 0.69$ $t = 2.66$, $p < .01$), 「不健全娯楽」(64歳以下: $M = 1.71$, $SD = 0.78$ 65歳以上: $M = 2.03$, $SD = 0.75$ $t = 2.48$, $p < .05$), 「暴走行為」(64歳以下: $M = 1.75$, $SD = 0.83$ 65歳以上: $M = 2.09$, $SD = 0.95$ $t = 2.23$, $p < .05$), 「道路交通法違反」(64歳以下: $M = 2.00$, $SD = 0.76$ 65歳以上: $M = 2.49$, $SD = 0.74$ $t = 4.00$, $p < .001$)において2群間に有意な差がみられ、いずれにおいても、65歳以上の群のほうが対応に困難を感じていることが明らかとなった。

(4) その他の少年(無職少年等)への対応の困難さ

その他の少年(無職少年等)による12の非行内容について、それぞれ、どの程度対応に困難を感じているか、少年警察補導員の年代別に平

均値を算出した(Figure 9)。その結果、なかでも「暴走行為」、「道路交通法違反」、「喫煙」、「深夜はいかい」において、その他の少年への対応に困難を感じている者がやや多い傾向にあることが示された。次に、対応の困難さにおいて、少年警察補導員の年代による差がみられるか否かを検討するため、 t 検定を行った。その結果、「喫煙」(64歳以下: $M = 1.89$, $SD = 0.79$ 65歳以上: $M = 2.36$, $SD = 0.82$ $t = 3.45$, $p < .01$), 「怠学」(64歳以下: $M = 1.42$, $SD = 0.57$ 65歳以上: $M = 1.65$, $SD = 0.69$ $t = 2.01$, $p < .05$), 「不健全娯楽」(64歳以下: $M = 1.71$, $SD = 0.79$ 65歳以上: $M = 2.04$, $SD = 0.78$ $t = 2.46$, $p < .05$), 「道路交通法違反」(64歳以下: $M = 1.85$, $SD = 0.84$ 65歳以上: $M = 2.43$, $SD = 0.91$ $t = 3.94$, $p < .001$), 「窃盗」(64歳以下: $M = 1.65$, $SD = 0.76$ 65歳以上: $M = 1.96$, $SD = 0.93$ $t = 2.21$, $p < .05$)にお

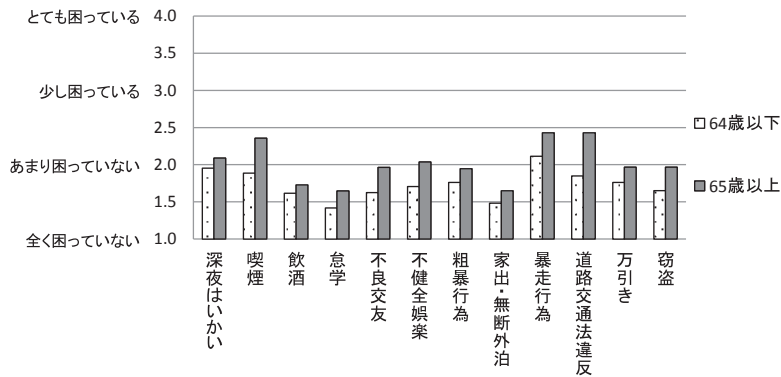


Figure 9 少年警察補導員の年代別にみたその他の少年への対応の困難さ

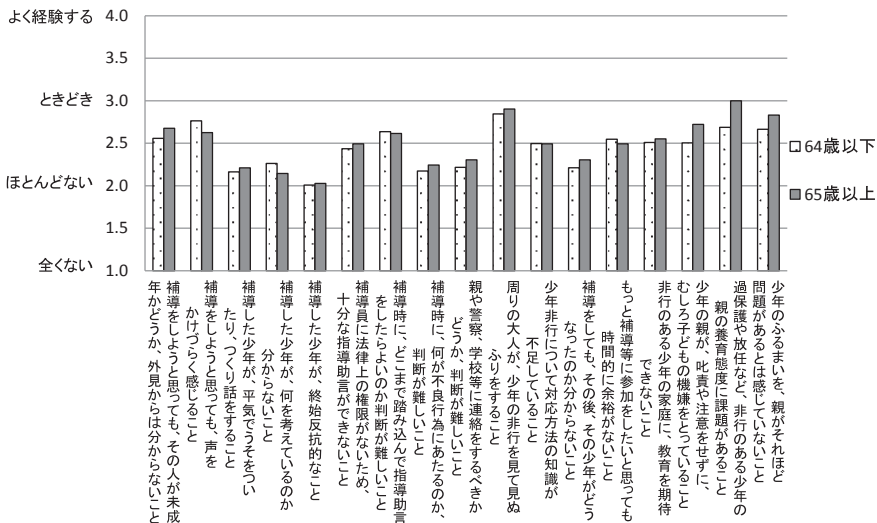


Figure 10 少年警察補導員の年代別にみた少年非行に対応する際の困難の経験頻度

いて2群間に有意な差がみられ、いずれにおいても65歳以上の群のほうが対応に困難を感じていることが明らかとなった。

5. 少年警察補導員の年代別にみた少年非行に対応する際の困難の経験頻度

少年非行に対応する際の困難について、「補導をしようと思っても、その人が未成年かどうか、外見からは分からないこと」、「補導した少年が、平気でうそをついたり、つくり話をすること」などの17の事柄を挙げ、それぞれのくらの頻度で経験しているか、少年警察補導員の年代別に平均値を算出した (Figure 10)。そ

の結果、半数以上の項目で平均値は2.5を超えていた。なかでも、「周りの大人が、少年の非行を見て見ぬふりをする」、「過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題があること」、「少年のふるまいを、親がそれほど問題があるとは思っていないこと」、「補導をしようと思っても、声をかけづらく感じる」といった項目の平均値は、両方の年代で高かった。松本 (1979) の婦人補導員を対象とした研究においても、多くの補導員が補導上ネックになっている問題点として挙げたものには保護者の課題が含まれており、本研究でも類似の傾向が確認されたと言える。

や、少年に十分な指導ができていないという不安全感は、年齢にかかわらず、少年警察補導員が共通に感じている事柄であると考えられる。

次に、困難の程度において、少年警察補導員の年代によって差がみられるか否かを検討するため、t検定を行った。その結果、「少年の親が、叱責や注意をせずに、むしろ子どもの機嫌をとっていること」(64歳以下: $M=2.58$, $SD=1.02$ 65歳以上: $M=2.93$, $SD=0.90$ $t=2.22$, $p<.05$), 「過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題があること」(64歳以下: $M=2.75$, $SD=0.99$ 65歳以上: $M=3.16$, $SD=0.78$ $t=2.93$, $p<.01$) において2群間に有意な差がみられ、64歳以下の群の平均値より65歳以上の群のほうが高かった。一方、「少年非行について対応方法の知識が不足していること」においては、年代による有意な差はみられなかった。先行研究(松本・関亦, 1978a)では、知識の不足については若い層ほど悩みが強く、年齢が高くなるにつれて減少していくことが示されているが、本研究では、どちらの年代においても知識の不足は経験することが多い事柄のひとつであり、かつ、困難を感じる程度もやや高い傾向にあることが明らかとなった。少年に対応するための知識や技術については、年齢よりも、むしろ経験年数のほうが強い影響を及ぼすのではないかと考えられる。今後は、少年警察補導員の経験年数によって経験される困難に違いがあるかどうかについても検討する必要があるだろう。

まとめと今後の課題

本研究では、少年警察補導員を対象に、少年非行への対応の実態と、その困難について検討することを目的とした。

少年警察補導員の活動基盤について検討した結果、無職あるいは専業主婦・主夫をしている者は3割未満であることが明らかとなった。また、地域で町内会役員や健全育成に関する委員等を兼務している者も多く、少年警察補導員が、日々、多様な職務に従事しながらボランティア活動を行っていることが示された。一方、1年間あたりの街頭補導回数においては、

65歳以上の者のほうが、64歳以下の者より自主的な街頭補導を実施していることが明らかとなったが、個人差もかなり大きいことが示された。64歳以下の群で無職の者は1割未満であり、自主的に街頭補導を行う時間を確保するのは難しいのではないと思われる。困難に感じる事柄のうち「もっと補導等に参加をしたいと思っても、時間的に余裕がないこと」の項目の平均値がやや高かったことから、今後、補導のための時間をどのように確保し、継続的に活動していくかが大きな課題であると思われる。

また、少年の非行内容別に対応頻度を検討した結果、少年の年齢の上昇に伴って、頻繁に対応する非行内容が増加していくことが示された。中学生では「道路交通法違反」に対応することが多く、高校生になるとそれに「喫煙」が加わり、さらに、その他の少年に対しては「暴走行為」への対応も求められるようになることがうかがえた。また、非行内容別に対応の困難さを検討したところ、対応頻度の高い「道路交通法違反」、「喫煙」、「暴走行為」の3つに加えて、中学生以降の少年にみられる「不健全娯楽」への対応にやや困難を感じていることが分かった。また、中・高校生の少年による「万引き」、その他の少年による「深夜はいかい」への対応にも困難を感じていることが示された。

少年非行に対応する際に困難を感じる事柄としては、少年本人への対応に関する事柄(「補導した少年が、終始反抗的なこと」等)よりも、少年の保護者の養育態度等に関する事柄(「過保護や放任など、非行のある少年の親の養育態度に課題があること」等)で困難を経験する頻度が高く、かつ、困難を感じる程度も高いことが明らかとなった。良好な家族関係は非行の矯正指導において必要であるが(高橋ら, 1988)、個人情報保護の観点から、少年警察補導員が少年を指導するために十分な情報が得られることは少なく、家庭の状況や保護者の課題に踏み込んで指導助言をすることは難しいのではないだろうか。それが、「補導時に、どこまで踏み込んで指導助言をしたらよいのか判断が難しい」という困難の経験頻度の高さにもつながってい

るのではないと思われる。

また、「周りの大人が、少年の非行を見て見ぬふりをする事」や「補導をしようと思っても、声をかけづらく感じる事」の事柄についても、補導員の年齢によらず、困難を感じる程度が高いことが明らかとなった。日本PTA全国協議会(2005)による調査では、「他人の子どもをどこまで注意したらよいかわからない」との項目に「非常にそう思う、ややそう思う」と回答した保護者が7割を超えていた。地域の大人は、少年の不適切な行為を目にしてもどのようにかわかってよいか分からず、結果的に「見て見ぬふり」をしてしまうのかもしれない。地域の大人が信念を持って子どもたちに対処することは重要であるが(全国少年警察ボランティア協会・社会安全研究財団, 2008), 実際の場面に遭遇したとき、具体的にどのように声をかけるのか、また何を目的として働きかけるのかを考え、共有していくことも必要ではないかと思われる。

また、本研究では少年警察補導員が少年に対応する際の困難に注目して検討を行ったが、その困難を少しでも解消し、補導員が安心して活動を展開していくためにどのような取り組みが必要であるのかについては明らかでない。また、少年の非行行動には、保護者だけでなく教師との関係も影響を及ぼす要因となっているが(小林・西村・高橋・戸崎・鈴木, 1988), 本研究では、少年警察補導員が学校や教師に対してどのような意識を持っているかは明らかにできなかった。今後は、地域での非行予防のために必要とされる取り組みや中学校や高校などの関係機関との連携について、少年警察補導員の視点から検討していくことが必要であろう。

謝辞

本研究の実施にあたり、調査にご協力くださった少年警察補導員の皆様に、この場をお借りして感謝申し上げます。

引用文献

鮎川潤(2012). 日本における少年非行への対応

2011年度(財)社会安全研究財団助成事業 日本犯罪学会第8回公開シンポジウム成果報告書 pp. 38-51.

- 警察庁生活安全局少年課(2010). 平成21年中における少年の補導及び保護の概況 警察庁
- 小林寿一・西村春夫・高橋良彰・戸崎義文・鈴木真悟(1988). 再非行少年の研究 2. 警察補導時の学校生活, 友人関係と再非行との関連 科学警察研究所報告防犯少年編, 29(1), 15-26.
- 松本巖(1979). 婦人補導員の補導に対する考え方 1. 勤続年数による比較 科学警察研究所報告防犯少年編, 20(2), 93-99.
- 松本巖・関亦重信(1978a). 少年補導員の活動と意識 2. 性, 年齢, 経験年数別の比較 科学警察研究所報告防犯少年編, 19(2), 60-67.
- 松本巖・関亦重信(1978b). 地域規模別にみた少年補導員の活動と意識 科学警察研究所報告防犯少年編, 19(1), 62-73.
- 表島文夫(2004). 少年警察ボランティアのあり方に関する調査報告書- (社)全国少年補導員協会 平成一六年三月- 青少年問題, 51(9), 42-45.
- 日本PTA全国協議会(2005). 家庭教育におけるテレビメディア調査・青少年とインターネット等に関する調査結果報告書
- 少年非行防止法制に関する研究会(2004). 少年非行防止法制の在り方について(提言)
- 高橋良彰・西村春夫・戸崎義文・鈴木真悟・小林寿一(1988). 再非行少年の研究 1. 警察補導時の家庭状況と再非行との関連 科学警察研究所報告防犯少年編, 29(1), 1-13.
- 高松市少年育成センター(2010). 平成21年度統計資料補導関係(平成21年度)
(<http://www.city.takamatsukagawa.jp/16486.html>)
- 全国少年補導員協会(2005). 社会で取り組む子どもの健全な育成 少年非行防止法制の在り方 全国少年補導員協会
- 全国少年警察ボランティア協会・社会安全研究財(編)(2008). 連携! 家庭と学校, 警察そして地域- 社会が取り組む子どもの健全な育成- 社団法人全国少年警察ボランティア協会・社団法人社会安全研究財団